

税務課からお知らせです

2月17日(月)から申告が始まります !!!

申告は、自主申告が基本です。

収支の把握は自分しか分かりません。

再度収入等のご確認を行い、会場へお越してください。

※申告相談は必ず指定会場で行って下さい。税務課窓口では受け付けていません。

○少し早めの申告

- ・主な収入が 年金 で、申告をする予定のある人は、この機会をご利用ください。
- ・日時 2月13日(木) 受付時間 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分
- ・場所 高森総合センター（大会議室）

○申告が必要な人（平成26年1月1日現在、高森町に住所のある人）

☆年金所得者で下記に該当する人

- ・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等の所得控除を受ける人
- ・年金所得以外に収入がある人
- ・遺族年金や障害年金等を受給している人
- ・営業・農業・その他事業・不動産等の所得がある人
- ・赤字などで確定申告の必要のない人でも、町県民税の申告は必要です。

○申告受付会場では相談できない申告（税務署へ）

- ・雑損控除を受ける人
- ・相続、贈与税の申告をする人
- ・青色申告者
- ・消費税の申告をする人

○2月24日(月)～26日(水)は税理士無料相談日

- ・消費税、相続・贈与税、雑損控除を受けようとする人は、できるだけこの期間に申告相談をしてください。
- ・受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時
- ・場所 高森総合センター（大会議室）

○申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・源泉徴収票
- ・出荷、販売証明書（農業・営業・不動産収入がある場合）
- ・生命保険・地震保険・介護保険料・国民年金等の支払証明書

■お問い合わせ先 税務課 税務係 Tel (62) 1111 (内線161、165)